

(資料4) 国民年金加入手続きについて

(1) 対象者

会社の厚生年金・社会保険に加入せず、個人で国民年金・国民健康保険に加入する人

(2) 手続き方法

転入手続き時に下記の届書と送付用の封筒をお渡ししますので、年金事務所へ直接送付してください。(役場への提出は不要)

〈配布書類〉

- ・国民年金被保険者関係届書 (=国民年金加入届書)
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (納付の免除または猶予を希望する人のみ)

(3) 記入方法

あらかじめ必須箇所をマーキングした届書をお渡ししますので、記載例を参考に該当箇所を記入してください。ほとんどが氏名や住所等で、複雑な記載内容はありませんが、国民年金被保険者関係届書の⑪は日本に入国した日を記入しますのでご注意ください。

記入が終わった届書は、併せてお渡しする封筒に入れ、封をしてそのままポストへ投函してください。切手は不要です。また、複数人分の届書を同一の封筒で送付しても構いません。